事務担当者各位

北はりま消防組合 消防本部消防部予防課長

消火設備の配管及び加圧ポンプの併用又は兼用について(通知)

消防法施行規則第12条第6号イただし書及び同条第7号ハ(二)ただし書に規定する、 屋内消火栓設備等の配管及び加圧ポンプを他の消火設備と併用又は兼用する場合の「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」の取扱いは、下記によること。

記

# 1 ポンプの叶出量

- (1) 同一防火対象物で他の消火設備と加圧ポンプを併用又は兼用する場合は、次によること。
  - ア 各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、加圧ポンプを併用又は兼用する消火設備が同一階(屋外消火栓設備にあっては、1階とする。)に無い場合は、各消火設備の規定吐出量のうち最大水量に、他の消火設備の規定水量の50%を加算した水量以上とすることができるものとする。
  - イ 同一階に設置する消火設備のいずれもが固定式消火設備で、各設備を設置する部分 に通ずる開口部が防火設備、廊下又は階段室等により延焼防止上有効に防火区画され ている場合には、各消火設備の規定吐出量のうち最大となる量以上の量とすることが できるものとする。
- (2) 棟が異なる防火対象物(同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。以下同じ。) の消火設備と加圧ポンプを兼用する場合は、それぞれの防火対象物ごとに必要となる規 定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、次のいずれかに該当する防火 対象物にあっては、当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができるものとする。
  - ア 隣接する防火対象物のいずれかが耐火建築物又は準耐火建築物であるもの。
  - イ 防火対象物相互の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以上、2階以上の階にあっては5m以上の距離を有するもの。

# 2 配管

- (1) 同一防火対象物で他の消火設備と加圧ポンプを併用又は兼用する場合は、次によること。
  - ア 加圧ポンプの吐出側直近部分で配管を分岐し、消火設備ごとに専用配管とするとと

もに、分岐した配管ごとに止水弁を設け、「常時開」の表示をすること。

イ 分岐した配管のいずれかを閉止しても、他の配管内を常時充水できる措置がされて いること。

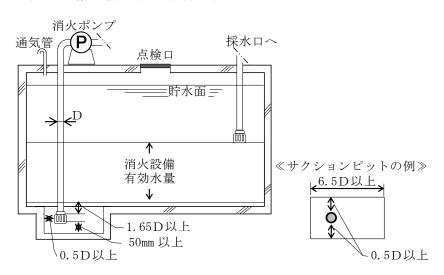
ウ 配管を併用する部分は、ポンプの吐出量の取扱いに応じた摩擦損失を考慮すること。

(2) 棟が異なる防火対象物の消火設備と加圧ポンプを兼用する場合についても、上記(1)と 同様の措置を講じること。

# 3 水源

ポンプの吐出量の取扱いの例により算出した量以上とすること。なお、消防用水(防火水槽を含む。)とは、水源の使用方法が異なることから原則併用しないこととし、併用する場合は、消防用設備等に必要な水源水量が優先的に確保されるよう措置されていること。また、取水は採水口からを原則とし、スプリンクラー設備等の送水口が設置される場合は、送水口の付近に採水口を設けること。

≪防火水槽と併用する場合の例≫



- ※1 サクションピットの形状が、上記の例に示す基準に満たない場合の消防用設備等の 有効水量は、水槽底部より1.65D上部の位置から算定すること。
- ※2 サクションピットを設けない場合の消防用設備等の有効水量は、フート弁のシート 面(弁座面)より1.65D上部の位置から算定すること。

## 4 その他

この基準は、平成25年3月11日から適用し、現に存する消火設備又は工事中の消火 設備については適用しない。

## 《参考》

- (1) 「消火設備の配管及び加圧ポンプの併用に関する質疑について」
  - (昭和50年消防安第65号)
- (2) 「スプリンクラー設備の加圧送水装置及び水源に係る質疑について」
  - (平成3年消防予第163号)
- (3) 「スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準に係る運用について」 (平8年消防予第115号)